

「竹島の日」記念式典
竹島・北方領土返還要求運動県民大会

日 時 平成21年2月22日（日） 13:00～16:00

会 場 島根県民会館 中ホール 松江市殿町158

主 催

島根県／島根県議会／竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議

◇ 「竹島の日」記念式典 …………… 13:00 ～ 13:50

次 第

- 主催者あいさつ
 - ・島根県知事あいさつ
 - ・竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議会長あいさつ
 - ・島根県議会代表あいさつ
- 来賓あいさつ
- 感謝状の贈呈
- 竹島領土権確立隠岐期成同盟会会長あいさつ

◇ 領土問題講演会 …………… 14:00 ～ 16:00

次 第

〔講 演〕

- 演題 領土問題と国政の現状
講師 山谷えり子氏（参議院議員、日本の領土（竹島、尖閣諸島等）を守るため行動する議員連盟会長）

- 演題 全国に先駆ける島根県の竹島問題学習について
～竹島学習副教材の作成に当たって～
講師 伊藤博敏氏（Web竹島問題研究所研究スタッフ）

- 演題 最近の竹島問題に関する論争点について
～外務省「竹島10のポイント」への反論を批判する～
講師 下條正男氏（拓殖大学国際学部教授）

講演

「領土問題と国政の現状」

参議院議員、日本の領土（竹島、尖閣諸島等）を守るため
行動する議員連盟会長 山谷えり子 氏

講 演

「全国に先駆ける島根県の竹島問題学習について」

～竹島学習副教材の作成に当たって～

Web 竹島問題研究所研究スタッフ 伊藤博敏 氏

1 はじめに

竹島についての指導事例調査から

2 隠岐の島町の取組の成果が示すもの

3 「竹島」を巡る日本と韓国の教育の違い

4 竹島副教材の作成に当たって

5 小学校5年の内容について

ねらい

- 昔、漁ができた竹島に、現在は韓国との関係で行くことができなくなっていることを理解する。

- 2月22日は「竹島の日」であることを知る。

6 中学校1年の内容について

ねらい

- 1時間目－日本人による竹島開発の歴史と現在の隠岐島周辺の日本海における漁業の現状について、資料やDVDをもとに理解することができる。

- 2時間目－竹島問題の現状と課題を知り、これからこの問題にどのように関わっていったらよいかを考えることができる。

7 今後の課題

8 終わりに

講演

「最近の竹島問題に関する論争点について」

～外務省「竹島10のポイント」への反論を批判する～

拓殖大学国際学部教授 下條正男 氏

第4回、「竹島の日」 - 最近の竹島問題に関する論争点について - 2009. 2. 22 (島根)
～外務省「竹島10のポイント」に対する反論を批判する～ 拓殖大学 下條正男

1. 進化する「竹島の日」 - 最近の動向について -

- (1) 2007年6月、島根県竹島問題研究会「最終報告書」、外務省に提出
- (2) 2008年2月、外務省「竹島問題を理解するための10のポイント」刊行
- (3) 2008年7月、文部科学省「中学校社会科学習指導要領」(解説書)に竹島記載
- (4) 2008年12月、外務省「竹島問題を理解するための10のポイント」10ヶ国語

2. 外務省「竹島問題を理解するための10のポイント」を巡る韓国側の反応

「ポイント2」の③「韓国側からは、我が国が竹島を実効的に支配し、領有権を確立する以前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されていません」
→韓国側では竹島を占拠する歴史的根拠を示していないと言う事実の指摘

- (1) 2008年4月8日、「東北アジア歴史財団」の反論
- (2) 2008年4月16日、「韓国海洋水産開発院」の反論
- (3) 2008年10月、内藤正中氏「竹島＝独島問題入門」 - 日本外務省『竹島』批判 -
 - ① 内藤氏の反論→「異説を取り上げた外務省の意図がわからない」
 - ② 内藤氏の外務省批判の根拠→外務省「固有の領土」論
 - ③ 1877年、太政官指令「竹島外一島本邦関係之なし」(後、外一島は鬱陵島と判明)
 - ④ 1880年、天城艦の測量調査(松島を鬱陵島とし、竹島を鬱陵島近くの竹嶼とする)
 - ⑤ 1881年、北澤正誠『竹島考証』(明治十四年八月奉命取調)→竹島は鬱陵島『竹島版図所屬考』(明治十四年八月二十日取調)
 - ⑥ 1904年11月30日、「乙庶第一五二号」(リャンクール島を竹島と命名した背景)

3. 番外編:「対馬島の日」(6月19日)について→「竹島の日」に対抗

- (1) 2005年3月18日、韓国馬山市議会提案→1419年の「対馬島討伐」(己亥東征)
- (2) 2008年7月21日、韓国、与野党国会議員50余名「対馬返還要求決議案」提出。
- (3) 韓国側の歴史的根拠
 - ① 『東国輿地勝覧』東萊縣「即日本国対馬州也。旧隸我鷄林、未知何時為倭人所拠」
 - ② 『世宗実録』世宗元年(1419年)己亥七月庚申条「対馬為島、隸於慶尚道之鷄林。本是我国之地。載在文籍、照然可考」
 - ③ 『三国史記』實聖尼師今七年(408年)春二月條「王聞倭人於対馬島置營」
- (4) 日本側「防人の島新法制定の推進議員連盟」の発足とその限界
- (5) 領土問題の解決の糸口となり得た「海洋基本法」の問題点と「日本財団」の不見識